

相 談 事 例

ID : 03-03-022

相談タイトル

賃貸住宅駐車場の保管場所使用承諾証明書記入にかかる扱いについて

Q：ご相談内容

賃貸物件に住んでいる。車を購入するにあたり、管理会社（家主）に保管場所使用承諾証明書を書いてほしいと依頼したがなかなか書いてくれない。管理会社は家主がオーナーの会社なので、管理会社は家主の言いなりになっている。記入することは家主の義務ではないのか、それとも任意なのか。

A：回答

駐車場の賃貸借契約書に「保管場所使用承諾証明書」の交付が位置付けられていれば別ですが、一般的には義務か任意かと問われると、義務ではないという解釈になると考えます。

「保管場所使用承諾証明書」の発行には一般的に手数料を取られることありますので、再度、原本を持参のうえ管理会社と早期の発行について交渉を行って下さい。